

令和4年度

神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金

募 集 要 項

目 次

1	本年度の主な変更点.....	1
2	本事業の概要.....	2
3	応募方法.....	9
4	審 査.....	11
5	各事業個別事項.....	11
6	お申し込み・お問合せ先.....	12

- 商店街の集客力の強化を図るため、未病改善、共生社会の実現に向けた取組、買物弱者支援の取組、インバウンド対応など、商店街が自らの魅力を高めるために行う事業を支援します。
- なお、この補助金の交付は、神奈川県議会における令和4年度当初予算案の議決が条件になります。そのため、当初予算案が議決されない場合には、本補助事業を実施しません。

【募集期間】 令和4年3月1日（火）～4月14日（木）

〔受付窓口：神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課〕

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電話番号 (045) 210-5612 (直通)

ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/miryokuappu/r04bosshu.html>

令和4年3月

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課

1 本年度の主な変更点

次に規定する経費割合を満たさない場合、他の項目を審査することなく不採択となりますので、ご注意ください。

(1) ハード経費（什器備品費・施設整備関連費）を含む申請における経費割合

ソフト事業の実施に必要不可欠と認められる場合に限り補助対象とします。この場合、ハード経費に係る補助対象経費は補助対象経費全体の70%以内でなければなりません。

⇒不採択となる例など、詳細はP 6をご確認ください。

(2) 「重点取組事業」での申請における経費割合

※「賑わい創出事業」での応募時は該当しません

「重点取組事業」に該当する事業の経費は補助対象経費全体の60%以上でなければなりません。

様式1に、各々の事業毎に事業計画を記載し応募いただきます。各々の事業が「重点取組事業」、「賑わい創出事業」のいずれかに係るものかを記載いただき、県は「重点取組事業」の趣旨に沿っているかについて、その事業毎にいずれかに該当するかを判定します。「重点取組事業」に該当する事業に係る経費が補助対象経費全体の60%を下回る場合は、不採択となります。

⇒不採択となる例など、詳細はP 4をご確認ください。

2 本事業の概要

(1) 事業の目的

商店街の集客力の強化を図るため、未病改善、共生社会の実現に向けた取組、買物弱者支援の取組、インバウンド対応など、商店街が感染防止対策を講じながら、商店街が自らの魅力を高めるために行う事業を最大3年間支援します。

(2) 事業の流れ (申請者が行うアクションは「応募」「交付申請」「事業実施」「実績報告」「効果検証」です)



(3) 事業内容

ア 補助対象者

- (ア) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合
- (イ) (ア)に掲げる以外の法人化された商店街団体
- (ウ) (ア)から(イ)に掲げる以外の商店街団体
- (エ) 過去に県の若手商業者連携支援事業で事業を実施し、また、その構成員が一市町村内に留まる商業者団体
- (オ) 商店街（会）団体を主たる構成員とする実行委員会
- (カ) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所（商店会のないエリアにおいて、店舗を取りまとめて事業を実施する場合に限ります。）

※ (ア)～(エ)について、構成員の過半数が県内中小企業者（県個人事業税又は法人県民税の対象となる事業者のうち、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号に規定する者）であるものに限りません。

ただし、重点取組事業のうち、①未病を改善する取組、②共生社会の実現に向けた取組及び③買物弱者支援の取組については、上記に加えて商店街団体と連携して事業を行う団体のうち、知事が認める者も対象とします。

イ 補助対象事業

(ア) 賑わい創出事業

地域住民等のニーズを踏まえて賑わい創出のために新たに行う事業

(イ) 重点取組事業

商店街の魅力アップを図るために、次の重点的取組を行う事業

- ①未病を改善する取組
- ②共生社会の実現に向けた取組
- ③買物弱者支援の取組
- ④インバウンドへの取組

【それぞれの事業の取組例・趣旨】

(ア) 賑わい創出事業

- ・プロのコツを教えるミニ講座の実施
- ・地域の資源を活用して、広く誘客を可能とする事業
- ・その他、広く誘客するための魅力発信事業、「集客力の強化」及び「継続的な賑わいの増加」に資する事業

(4) 重点取組事業

①未病を改善する取組

未病改善を発信する広報活動、健康メニューの提供、料理教室の実施、測定機器等を利用した健康測定、健康相談等の事業など。

※ 私たちの心身の状態は、健康と病気の間で連続的に変化しています。「ME-BYO（未病）」は、その状態を示す言葉です。日常の生活において「未病改善」により、健康な状態に近づけていくことを目的とした取組です。

②共生社会の実現に向けた取組

障がいのある方も参加しやすい商店街イベントなど社会参加の機会の提供、特別支援学校及び小学校と商店街の交流イベントなど。

※ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向け、全ての人のいのちを大切にし、誰もがその人らしく暮らすことができる地域社会の実現を推進する取組です。

③買物弱者支援の取組

買物弱者への出張販売や商店街等に送迎するサービス等の事業など。

※ 人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化等の多様な理由により、日常の買物機会が十分に提供されない状況に置かれている人々、いわゆる「買物弱者」に対して支援していく取組です。

④インバウンドへの取組

インバウンドの取組につながる商店街観光ツアーや多言語表記案内・マップ作りなどを通じた外国人来街者の増加に取り組む事業、来街者へのキャッシュレスに関する周知案内等の作成等の事業など。

※ 日常的な集客に結びつかない1年のみの単発の事業は補助対象外となります。

※ 公序良俗に反するものは、応募対象外となります。

■本年度の主な変更点

「重点取組事業」での申請における経費割合

（「賑わい創出事業」での申請時は該当しません）

「重点取組事業」に該当する事業の経費は補助対象経費全体の60%以上でなければなりません。

様式1に、各々の事業毎に事業計画を記載し応募いただきます。各々の事業が「重点取組事業」、「賑わい創出事業」のいずれかに係るものかを記載いただき、県は「重点取組事業」の趣旨に沿っているかについて、その事業毎にいずれかに該当するかを判定します。「重点取組事業」に該当する事業に係る経費が補助対象経費全体の60%を下回る場合は、不採択となります。

【不採択となる例】

「買物弱者支援の取組」で応募し、①～③の事業を実施し、県が（ ）内の事業区分で判定した場合。

①買い物バスの改修（重） ②重点取組事業に非該当の集客イベント（賑）※1

③チラシでの告知（①②を告知）（賑）（重）※2

※1 ②は買物弱者を対象としたイベントの場合は（重）で判定します。

※2 ③は経費を1/2ずつ（明確に分割可能な場合はその割合で）按分します。

事業内容	経費の内容	判定区分	税抜金額合計	経費割合
①買い物バスの改修 ③チラシでの告知	①施設整備関係費 ③広告宣伝費	重点取組 事業	165万円	55%
②集客イベント ③チラシでの告知	③出演料・委託費・借 料・消耗品費・委託費 ③広告宣伝費	賑わい創出 事業	135万円	45%

⇒「重点取組事業」に該当する事業の経費が補助対象経費全体の60%を下回るため、不採択

ウ 補助の条件

- (ア) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じていること。
- (イ) 概ね3年間で実現する目標や、それを実現するプロセスが明確であること。
- (ロ) 商店街の歩行者通行量、年間売上高及び地域住民の満足度等について、事業実施効果が継続して見込まれること。
 - ※ 年間売上高の把握方法については、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗の年間売上高の総計としてください。
- (エ) 施設整備・建物の改修・機器の購入などのハード整備を主な目的とした事業でないこと。
- (オ) 未病を改善する取組を申請する場合は、「かながわ未病改善協力制度」へ参加すること（P11）。
- (カ) 共生社会の実現に向けた取組を申請する場合は、「ともに生きる社会かながわ憲章」のチラシを商店街に掲示すること（P12）。
- (キ) 重点取組事業を申請する場合は、ホームページやチラシ、ポスター等で申請した事業区分を説明し、取組の内容がその事業区分に合致している事を明確にすること。

エ 補助対象経費

- (ア) 補助対象となる経費の要件
 - ・補助事業の遂行に必須であると認められること
 - ・事業実施期間中に実施し、かつ期間中に支払いが完了していること
 - ・経費支出の証拠書類によって支払金額が確認できること
 - ・経費の内容が具体的かつ数量等が明確であること

■本年度の主な変更点

ハード経費（什器備品費・施設整備関連費）を含む申請における経費割合

ソフト事業の実施に必要不可欠と認められる場合に限り補助対象とします。
この場合、ハード経費に係る補助対象経費は補助対象経費全体の70%以内でなければなりません。

【不採択となる例】

賑わい創出事業で応募し、ハード経費がソフト事業の実施に必要不可欠と認められる事業内容の場合

経費区分	経費内容	税抜対象経費	経費構成比
ハード経費	消耗品費：事務用品	80万円	27%
以外の経費	広告宣伝費：ホームページ作成費		
ハード経費	施設整備関連費：イベント拠点の改装	220万円	73%

⇒ハード経費の合計が補助対象経費全体の70%を超えるため、不採択

※ 70%以内の場合でも、その割合に応じて、選考委員会において減点となることがあります。

(イ) 補助となる対象経費

NO	費目	内容・条件
1	専門家経費	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費（交通費含む）。 ※ 謝金の単価は、各事業者の内規等によりその単価の根拠が明確であり、その金額が社会通念上相当なものであること。 ※ 依頼する業務内容について事前に書面等を取り交わして、明確にすること。
2	出演料	イベント等を実施するために必要なパフォーマー等への出演費（交通費含む）。 ※ 出演料の単価は、各事業者の内規等によりその単価の根拠が明確であり、その金額が社会通念上相当なものであること。 ※ 依頼する業務内容について事前に書面等を取り交わして、明確にすること。
3	賃金	事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために事業実施期間中に臨時的に雇用した者のアルバイト代（交通費含む）に要する経費。 ※ 補助員は、申請団体の役員、会員、会員の雇用者及び会員の家族（同一生計世帯）でないこと ※ 該当事業に限定した雇用とみなされない場合（既存のアルバイト従業員への支払い給料を対象経費として計上する場合等）には、補助対象外。
4	広告宣伝費	広告物、ウェブサイト、看板等の作成、広告掲載等の広報活動に関する経費（印刷製本等に係る経費を含む）。

5	通信運搬費	郵便切手代、郵便小包、宅配便等の費用、運送業者への荷造り及び運賃等に要する経費。
6	借料	事業の遂行に必要な会場の使用料、イベント設備、機械・装置等のレンタル・リース料（車両のリースは除く）、家賃に係る経費。 ※ 既に別事業のために使用しているものは補助対象外。 ※ 家賃については、商店街の空き店舗等を活用した拠点に係るものに限る（大型商業施設等のテナントは除く）。ただし、中小企業者の集まりである共同店舗棟とみなされる場合はこの限りでない。また、本事業開始年度のみ補助を行う。 なお、家賃の補助対象始期については、交付決定日の属する月の翌月1日からとする（交付決定日が1日の場合は、その月から補助を開始する）。
7	商品開発費	新商品や包装の試作開発にともなう原材料や設計、デザイン、製造、改良、加工に要する経費。 ※ 実際に販売する商品や包装を生産するための費用は補助対象外。
8	販路開拓に係る経費	販路開拓（集計・分析費等）に係る経費。
9	消耗品費	耐用年数が1年未満かつ、1個または1組の金額が10万円未満のもの購入に要する経費。
10	什器備品費 <ハード経費>	消耗品費に該当せず、補助事業の遂行に必要な機械・装置等の購入に係る経費。 ※ 汎用性のあるもの（パソコン、テレビ、カメラ、携帯電話、照明機器、ネットワーク関連機器、冷蔵庫、エアコン、調理機器、空気清浄機等の電気製品、家具類、衣類、楽器等）については、レンタル・リース費用のみ補助対象。ただし、年間を通じて利用するものの購入は補助対象（過去の補助金で購入している場合は補助対象外）。 ※ 車両はレンタル費用のみ対象となり、購入・リース費用は補助対象外。
11	施設整備 関係費 <ハード経費>	事業の遂行に必要な改装、工事費用等（車両を買い物バスへ転用するための改修を含む）。
12	システム 開発費	事業の遂行に使用される専用ソフトウェア・情報システム等の構築に要する経費
13	委託費	上記1～12に該当しない委託に要する経費。 ※ 依頼する業務内容について事前に書面等を取り交わして、明確にすること。内容に関する詳細な資料の提出を求めることがあります。
14	事業運営費	上記1～13に該当しない経費（資料作成・購入費、会議費、商標等取得経費、振込手数料など）。

(ウ) 補助対象とならない経費

上記(イ)各項目内で補助対象外の経費のほか、次に該当する経費は補助対象外です。

- a 消費税及び地方消費税
- b 光熱水費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料
- c 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待に係る費用
- d 支払の確認ができない（領収書のない）経費
- e 交付決定日前又は事業期間終了後に支払われた経費
- f 賞金に充当する経費
- g 商店街が発行する商品券のプレミアム（上乘せ）分に充当する経費
- h 補助金の応募・交付申請・実績報告等の書類作成、送付、手続に係る費用
- i 市場価格と比較して明らかに高額である経費
- j その他知事が適当でないと認めた経費

オ 補助率

(ア) 賑わい創出事業 事業費（税抜金額）の1／3以内

(イ) 重点取組事業 事業費（税抜金額）の1／2以内

※ 算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

カ 補助額の上限及び下限

補助額の上限 300万円

補助額の下限 (ア)賑わい創出事業 15万円

(イ)重点取組事業 25万円

キ アドバイザーの派遣

事業の円滑な実施や結果の検証のために、事業実施主体が希望する場合、専門家をアドバイザーとして派遣します。

ク 事業実施期間

令和4年度中（～令和5年3月31日まで）

ケ 事後の効果検証等

補助終了後3年間にわたって補助事業の効果を検証してください。また、県から求めがあった場合には、補助事業に係る効果の詳細な内容等について速やかに報告していただきます。

3 応募方法

(1) 提出書類

事業計画書(様式1)に必要な事項を記入のうえ、P12に記載のお申し込み・お問合せ先へ提出してください。

なお、様式は、県のホームページからダウンロードできます。

【提出書類】

- ① 事業計画書(様式1)
- ② ①で指定する添付書類(地図・名簿・組織図)
- ③ 必要に応じて参考資料
- ④ 団体の定款又は規約
- ⑤ 事業計画書に係る意見書(様式1-5)

※ 重点取組事業のうち、「未病を改善する取組」、「共生社会の実現に向けた取組」又は「買物弱者支援の取組」を商店街団体と連携して事業を行う団体が応募する場合に必要となります。

【公益社団法人商連かながわに提出する書類】

- ⑥ 事業計画書に係る推薦依頼書(様式1-6)

※ 応募者が公益社団法人商連かながわからの推薦を希望する場合に必要となります。なお、公益社団法人商連かながわからの推薦書は選考委員会での加点項目となります。

(2) 県への提出方法

ア 電子メールの場合

(1) 提出書類で示した①～⑤のデータを添付して、machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.lg.jpに送信してください。

【送信方法】

- ① 電子メールのタイトル(件名)は、「**令和4年度神奈川県商店街魅力アップ事業計画書(応募団体名)**」としてください。
- ② 「応募団体名」について、共同での応募の場合は、連絡先として事業計画書様式に記載されている団体名を記載してください。
- ③ 提出書類の電子データのファイル名は、次のようにしてください。
事業計画書「**商店街魅力アップ事業計画書(応募団体名)**」
なお、「応募団体名」は②と同様に記載してください。
- ④ 参考資料がある場合は、電子データ化した上で、事業計画書と併せて送信してください。また、参考資料のファイル名には番号をつけ、事業計画書と同様に応募団体名を記載してください。
- ⑤ 容量が5メガバイトを超える場合は、お手数ですが複数の電子メールに分割して送信してください。

イ 郵送等又は持参の場合

提出書類一式をP12のお申し込み先まで提出してください。
ご提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。
持参の場合は、予め電話にてご連絡のうえお越しください。

【郵送・持参の方法】

- ① 提出書類は片面印刷にしてください。
- ② 全ての書類（事業計画書、必要書類）をダブルクリップで綴じてください。
- ③ 電子媒体はCD-Rでの提出をお願いします。
（CD-Rでの提出が困難な場合は、P12のお問い合わせ先までご連絡ください。）
- ④ 電子媒体には、次のようにラベルを付してください。
「**商店街魅力アップ事業計画書（応募団体名）**」
なお、「応募団体名」について、共同での応募の場合は、担当者連絡先として事業計画書に記載されている団体名を記載してください。
- ⑤ 電子媒体に保存する事業計画書の電子データのファイル名は、以下のよう
に付してください。
事業計画書「**事業計画書（応募団体名）**」
なお、「応募団体名」は④と同様に記載してください。
- ⑥ 参考資料がある場合は、事業計画書と同様に電子媒体でも提出してください。また、参考資料のファイル名には番号をつけ、事業計画書と同様に応募団体名を記載してください。
- ⑦ 封筒の裏面に「令和4年度神奈川県商店街魅力アップ事業計画書在中」と朱書きしてください。

(3) 事業計画書に係る推薦依頼書（様式1-6）の提出方法

様式1-6に必要事項を記入し、事業計画書（様式1）の写しを添付してP12のお申し込み先（公益社団法人商連かながわ）まで提出してください。
ご提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。
持参の場合は、予め電話にてご連絡のうえお越しください。

(4) 募集締切

募集締切は以下のとおりです。

令和4年4月14日（木曜日） 必着となりますので、ご注意ください。

（ただし、郵送の場合は4月14日消印有効とし、持参の場合は平日の8時30分から17時15分まで受付可能です。）

4 審査

応募のあった事業計画については、有識者からなる選考委員会にて審査を行います。

(1) 審査における考え方

主に次の点について審査します。

- ・ 当事業の趣旨に沿っているか。
- ・ 商店街全体への効果が高く、商店街として実施する必要性があるか。
- ・ 目標実現のための事業構成となっているか。
- ・ 事業実施体制、スケジュールは適切か。
- ・ 一過性で終わることなく、事業の継続が見込まれるものか。
- ・ 施設整備・建物改修・什器備品等の購入自体が目的となっていないか。
(補助事業実施のために必要不可欠な要素であるか)。
- ・ 経費割合を満たしているか。重点取組での申請の場合、各事業の趣旨(P4)に沿っているかについて、各々の取組が重点取組事業・賑わい創出事業のどちらに該当するかを判定します。
- ・ 事業の実施に必要な経費であり、金額の根拠が明確か。
- ・ 経費割合・必要性・目標設定・実施体制・継続性の5項目で審査を行いこのうち1項目でも基準を満たさない場合、不採択となります。

(2) 審査方法

有識者からなる選考委員会において、提出された書類に基づいて事業計画の審査を行います。その際、応募者及び連携する商店街等の代表者の方に書面にてヒアリングを行います。ヒアリングの方法については、募集締切後に応募者宛に連絡します。

(3) 補助対象事業の採択と公表

選考委員会の審査をもとに、補助対象事業を採択します。採択された事業等は、県のホームページ上などで公表します。

5 各事業個別事項

(1) 重点取組事業に係る「未病を改善する取組」

ア 「かながわ未病改善協力制度」への参加(必須)

重点取組事業として「未病を改善する取組」を実施する場合は、「かながわ未病改善協力制度」の登録企業・団体であることが必要です。

→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f480290/p754591.html>

- ・ 店頭の日立つ場所に県健康増進課が提供するステッカーを掲示していただきます。
- ・ 未病改善に関するチラシの配布等にご協力いただきます。

※ 登録のメリット（いずれも無料）

- ① 県の特設サイト「かながわ未病改善ナビサイト」から未病改善に関連するイベント情報等を発信できます。
→<https://me-byokaizen.pref.kanagawa.jp/>
- ② 県から未病改善に関する情報提供等が受けられます。

イ 未病センターの認証（任意）

未病センターは、手軽に健康状態や体力等をチェックし、その結果に基づくアドバイスや「未病改善」の取組のための情報を受けられる場です。未病センターとして活動する場合には、認証を受ける必要があります。（認証には一定の審査があります）

→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f480290/mibyocenter.html>

※ 認証のメリット

県のHP等で未病センターとして紹介されます。

<未病センターの具体的な内容（必須機能）>

- ① 自分の健康状態の「見える化」
例) 健康機器測定コーナーの設置、体力測定コーナーの設置等
- ② 健康に関する相談・アドバイス
例) 保健師等による相談、民間サポーターによるアドバイス等
- ③ 食、運動等の知識の習得、情報提供
例) 県や市町村の健康づくりに関する情報の提供、健康講座の開催、健康イベントの情報提供等

(2) 重点取組事業に係る「共生社会の実現へ向けた取組」

重点取組事業として「共生社会の実現へ向けた取組」を実施する場合は、「ともに生きる社会かながわ県章」のチラシを商店街（会員の半数以上）に掲示してください。また、事業を告知するホームページやチラシに、指定するデータを掲載してください。データは下記ホームページよりダウンロードしてください。

6 お申し込み・お問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課商業まちづくりグループ

電話番号 (045) 210-5612 (直通)

電子メール machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.lg.jp

※「l」は数字の「1」ではなく、ローマ字の「l（エル）」です。ご注意ください。

ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/miryokuappu/r04boshu.html>

【事業計画に係る推薦依頼書（様式1-6）提出先はこちら】

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター3階

公益社団法人商連かながわ

電話番号 (045) 633-5184 F A X (045) 633-5185